

みなし決議に関する理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 令和5年度みなし評議員会の書面開催について

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款第21条に基づき、以下のとおり評議員会の書面決議を行う。

ア 議案提案日

令和6年2月6日（火曜日）

イ 議事内容

評議員の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款第12条第1項、定款施行細則第3条の規定に基づき、下記のとおり評議員を選任する。

| 区 分 | 氏 名 | 就 任 年 月 日 |
|-----|---------------------|-----------|
| 評議員 | 山高 亜紀子 (東京都三宅村長) | 令和6年2月15日 |

(任 期) 令和6年2月15日から令和8年度決算に関する定時評議員会の終結の時まで

(理 由) 東京都三宅村長の櫻田評議員から辞任届が提出されたため、後任の評議員を選任する。

2 1の事項の提案をした理事

理事長（代表理事） 渋谷 正昭

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和6年2月5日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び公益財団法人東京都島しょ振興公社定款第37条の規定により、理事会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

令和6年2月5日

公益財団法人東京都島しょ振興公社

議事録作成者 理事長（代表理事） 渋谷 正昭

